

第3期 大津市いじめの防止に関する行動計画 (大津市いじめ防止基本方針)



令和5年度（2023年度）～ 令和10年度（2028年度）

【第3期大津市いじめの防止に関する行動計画の基本方針】

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

大津市・大津市教育委員会

行動計画本編は大津市ホームページに掲載しています。ぜひ併せてご確認ください。

https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/torikumi/54016.html



計画には、76のいじめ対策に関する取組を

実施主体ごとに整理して掲載しています。

A 市・教育委員会が実施する施策

子ども・保護者・市民を対象とした様々な広報啓発活動や、相談しやすい環境づくり、学校での対応を支援する体制整備などに取り組みます。

主な取組

■子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進

カード等の配布や、市ホームページ内に「いじめ対策ポータルサイト」を開設することなどを通じ、相談窓口の広報啓発や、子どもがいじめにあったときに、どのようなことができるか等の情報提供に努めます。

■いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置

「おおつっこほっとダイヤル」をはじめとした電話での相談窓口に加え、面談、手紙など、様々な方法で相談できる窓口を設置します。

■いじめの疑い段階の教育委員会への速報をもとにした指導・助言

市立小・中学校は、学校現場で把握したいじめの疑いに関する情報を、全件、翌授業日中に教育委員会に報告します。

教育委員会では、その報告を全て確認し、必要に応じ、学校に対応方針の確認や、指導・助言を行います。



【窓口紹介カードやいじめ対策ポータルサイト】

B 学校が実施する施策

情報モラル教育の実施などのいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめ事案の早期発見、組織的対応に取り組めます。

主な取組

■いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進

いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会・生徒会等子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施します。

■インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施

インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するための情報モラル教育を実施します。

■いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施

いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、各学期に1回以上、アンケート調査を行います。

■「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応

学校の教職員がいじめの疑いを把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーター等に報告し、臨時の「いじめ対策委員会」を開催します。

「いじめ対策委員会」では組織的に情報共有や対応方針の決定を行います。



【子ども主体の取組の例】



【情報モラルに関する講演の様子】

C 家庭・地域との連携・協働により実施する施策

社会全体で子どもを見守るため、家庭・地域と連携・協働していじめ対策の取組を推進します。

主な取組

■いじめ対策に関する家庭への積極的な情報提供

家庭と連携したいじめ対策を推進するため、大津市のいじめ対策の取組について理解を深めていただけるよう、積極的な情報提供に努めます。

■学校見守り活動の推進

教職員の目の届きにくい時間を中心に、保護者・地域の方に見守りを行っていただくなど、地域による学校見守り活動を推進します。



【学校見守り活動の様子】

D 附属機関・関係機関等との連携により実施する施策

市・教育委員会に設置されている附属機関が、第三者的な視点から助言・指導や事案の調査を行います。また、いじめの背景となる課題にも対応するため、関係機関と連携して重層的な支援を行います。

主な取組

■大津の子どもをいじめから守る委員会による対応

相談等のあったいじめ事案を審議し、相談者への対応等にあたる相談調査専門員に対する指導・助言等を行います。

■いじめの背景となり得る課題に対する関係機関等と連携した対応

いじめの背景ともなり得る子どもや家族が抱える課題を把握した場合は、福祉部局等の関係機関と連携し、重層的な支援につなげます。



【大津の子どもをいじめから守る委員会の様子】

E 包括的な施策

効果的ないじめ対策を実施できる環境を整備します。

主な取組

■教職員の子どもに向き合うための時間の確保

会議・報告文書の削減・効率化、夜間の自動応答メッセージによる電話対応、事務作業などの業務支援を行うスクールサポートスタッフの雇用等を通じ、教職員が子どもに向き合うための時間の確保に努めます。



【計画推進の基本的な考え方】

毎年度、取組を実施する学校や関係課が目標設定と自己評価を行うことや、子どもを対象としたアンケート調査に基づく成果指標の確認を通じ、検証と改善を繰り返しながら取組を推進します。

行動計画では「いじめ」を次のように定義しています。

「いじめ防止対策推進法」、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」の定義をもとに、行動計画では「いじめ」を次の①～④に該当する行為と定義しています。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も子どもであること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

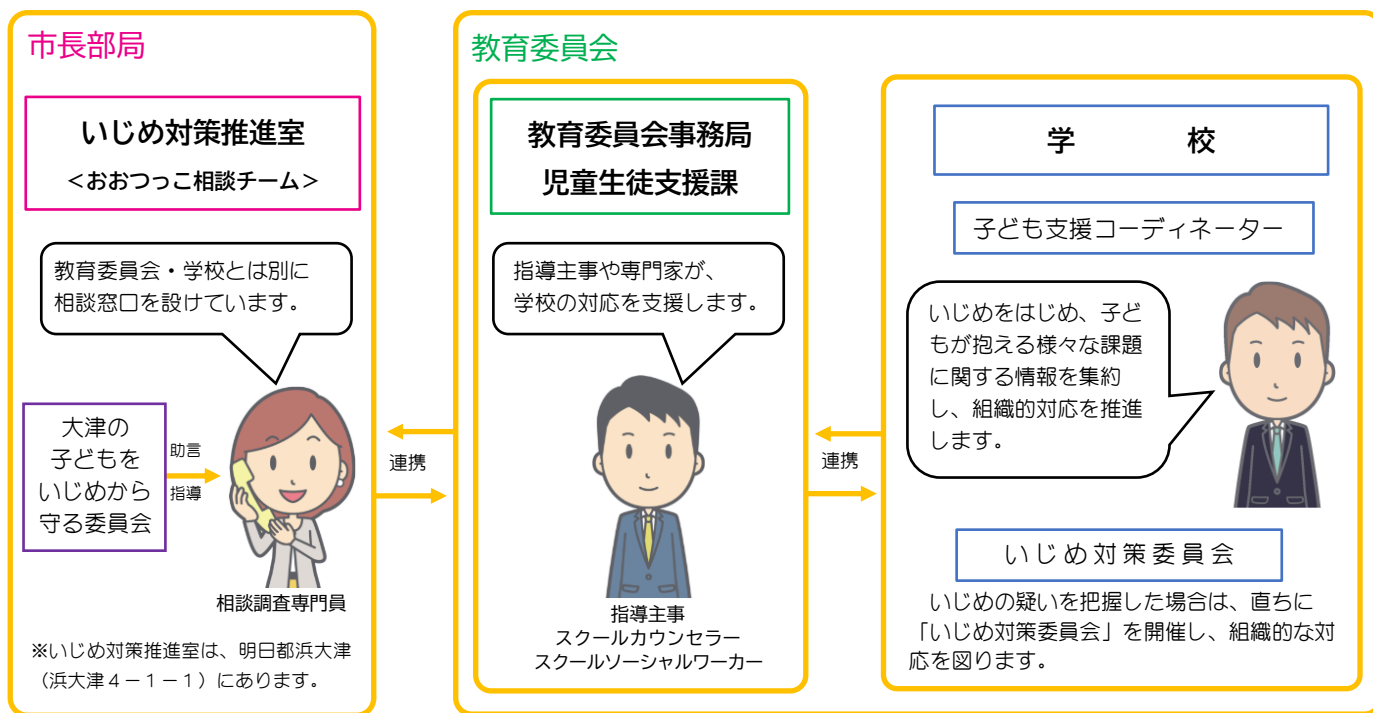
対象となった子どもが心身の苦痛を感じた行為は、原則、全ていじめとなります。「いじめはどの学校でも起こり得る」という認識に立ち、いじめを漏れなく認知し、支援につなげていく必要があります。

例えば、次のようなことがいじめとなります。



二重三重の体制で、子どもをいじめから守ります！

学校、教育委員会、市長部局が連携して、二重三重の体制でいじめ対策に取り組んでいます。



学 校

ささいなことでも気になることがあれば、お子様が通われている学校や、最寄りの学校にご相談ください。

いじめ対策推進室

【おおつっこほっとダイヤル】
フリーダイヤル おおつっこ こんにちは
0120-025-528

月・水～金 9:00～17:00
火 曜 日 9:00～20:00

【手紙で相談する】

〒520-8575

おおつっこ相談チーム まで

（郵便番号だけで届きます。
電話番号や返信先を書いて下さい。）

教育支援センター

077-522-4646
月～土 9:00～17:00

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310
年 中 無 休

その他の窓口

